

北海道教育大学釧路校後援会会則

昭24. 9	制 定		
昭25. 5	全面改正	昭61. 4	一部改正
昭29. 4	一部改正	平 元. 4	一部改正
昭36. 4	一部改正	平 3. 4	一部改正
昭37. 12	一部改正	平 5. 4	一部改正
昭41. 4	一部改正	平16. 4	一部改正
昭45. 4	一部改正	平22. 4	一部改正
昭53. 4	一部改正	平28. 4	一部改正
		平30. 10	一部改正

(名称)

第1条 本会は、北海道教育大学釧路校後援会と称する。事務所を同校内に置く。

(組織)

第2条 本会は、下記の会員をもって組織する。

1. 正 会 員 釧路校在学学生の父母
2. 特別会員 釧路校に在職する職員
3. 名誉会員 本会のために特に功労があつて総会によって推薦された者
4. 賛助会員 本会の事業に賛助し委員会で推薦された者

(目的及び事業)

第3条 本会は、会員相互の協力によって釧路校の拡充と円満なる運営の一助となることを目的とする。

第4条 前条の目的を達するため、下記の事業を行う。

1. 学生の指導・奨学に対する後援
2. 大学拡充と施設充実の後援
3. 大学、父母間の連絡
4. その他本会の目的を達成するに必要な事項

(役員及び職員)

第5条 本会に下記の役員を置き、任期は一年とし中途就任した者は前任者の任期を継承するものとする。ただし、再任を妨げない。

1. 名誉会長 1名
2. 会 長 1名
3. 副 会 長 2名
4. 委 員 若干名(内常任委員 20名以内、監査委員 2名、他は地方委員とする。)

第6条 本会に、下記の職員を置く。

1. 理事長 1名
2. 理 事 若干名(内庶務理事、会計理事、企画理事各1名以上。)

第7条 本会の役員及び職員は、下記によって委嘱する。

1. 名誉会長には、キャンパス長を推薦するものとする。
2. 会長、副会長及び監査委員は、総会において選出する。
3. 常任委員は、委員の互選とする。
4. 理事長及び理事は、会長が名誉会長と協議の上指名する。

(任務)

第8条 役員及び職員の任務は、下記のとおりとする。

1. 会長は、会務を総理する。ただし、会長は、必要あるとき名誉会長と協議する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
3. 委員は、委員会を構成し重要事項を審議する。ただし、常任委員会をもってこれに代えることができる。
4. 地方委員は、前号のほか、本会と地方委員の間にあつて連絡を図る。
5. 監査委員は、会計の監査を行う。
6. 理事長は、本会の事務を監理する。
7. 理事は、理事長の命を受けて会務を処理する。

(会議)

第9条 本会の会議は、下記のとおりであつて、会長がこれを召集する。

1. 総 会 総会は、毎年1回開催し、役員を選出及び予算、決算、会則改廃について議決する。ただし、必要な時は、臨時に開くことができる。
2. 委員会 委員会は、総会に提出する事項を審議するほか、本会の運営方途につき審議する。
3. 議決は、出席者の2分の1以上の賛成がなければ成立しない。

第10条 議長には、会長が当たり、会長に事故あるときは、副会長・常任委員の順位によって代行する。

(会計)

第11条 本会の経費は、正会員の会費及び篤志家の寄付金をもって充てる。

第12条 正会員は、入学生1人につき会費40,000円を入学の際納入するものとする。

第13条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第14条 本会の経理並びに財産の管理は、事務長に委任する。

(雑則)

第15条 会長は、会務運営上必要あるときは、委員会の議を経て細則を定めることができる。細則は、次期総会に於いて承認を受けなければならない。